

令和 8 年度 明石市立大久保中学校

「部活動に係る活動方針」

1 部活動の意義

大久保中学校の部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる。そこで、スポーツや文化、科学等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感を涵養すると共に、学校教育が目指す資質・能力が育まれるよう学校教育の一環として実施するものである。また、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師、指導員等との好ましい人間関係の構築を図り、自らの目標の達成に向けて粘り強く挑戦するなど人間形成に資するものである。

2 部活動の目的

部活動により、生徒が生涯にわたってスポーツや文化、科学に親しみ、社会の中でよりよく、豊かに生きるための資質・能力の基盤を育むことを目的とする。したがって体力や技能の向上を目指すことのみ偏ることなく、適切な指導や支援によって、仲間と協力したり、切磋琢磨したり、生徒一人ひとりが充実感や達成感を味わうことができる活動であることが大切である。

3 部活動のあり方

明石市立中学校部活動における休養日・活動時間等の基準に則り、心身共に成長著しい中学生期にふさわしい適切な指導を計画的に行うとともに、体罰や暴言、ハラスメントを根絶した、安全で安心な指導を行う。また、顧問のみならず、専門的な知識を有する（外部人材）を活用することにより、充実した部活動の実施を目指す。

4 指導と体制

部活動の運営は、生徒の意見を十分に反映させることが重要である。したがって練習計画や練習内容を含め「生徒自らが主体的に活動する態度を育てる」という視点に立った指導体制を推進する。

(1) 活動計画・実施報告書の作成

大久保中学校の本方針に則り、顧問は毎月の活動計画表を作成し、生徒・保護者・管理職に知らせる。これにより、三者が活動内容を把握し、生徒がより安心・安全に活動を行うことができ、過度な負担となっていないか、多くの目で検証する。また、管理職は、活動計画・実績報告をもって、活動内容を把握・確認し、指導、是正をおこなう。

(2) 活動時間および日数について

- ① 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、バランスのとれた生活を送ることができるよう、学期中は、週当たり2日以上休養日を設け

る。

平日は原則水曜日を休みとする。週休日（土・日および祝日）は少なくとも1日以上を休養日とする。週休日に大会参加等で活動した場合は休養日を他の日に振り替える。（原則月曜日など活動した次の日に）また、週休日は従来休養日であるため、活動する場合は事前に学校長の許可と保護者の同意が必要である。また、明石市教育委員会へ変更届を提出すること。

- ② 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、1週間程度のオフシーズンを設ける。

<本年度>

- ・夏季休業中・・・8月11日（火）～8月15日（土）の学校閉校日を利用し、その前後に学校閉校日を含めた連続した1週間程度を設定する。（各部署で設定）
- ・冬季休業中・・・12月29日（火）～1月3日（日）の学校閉校日を部活動オフ期間とする。

- ③ 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とする。但し、練習試合等の場合は、校長が許可した場合のみ認めることとし、生徒や顧問教員の過度の負担にならぬよう十分に配慮し、計画的に実施する。

- ④ 始業前の早朝練習については、原則行わない。

- (3) 活動場所の整備に努め、部活動で使用する用器具の安全な取り扱いや管理・点検に努める。

- (4) 対外試合等による校外への移動については公共交通機関（貸切バス・タクシー等含む）を利用し、集合及び解散場所は校区内を原則とする。

5 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動について

運動部：陸上競技部、野球部、バレーボール部、ソフトテニス部、卓球部、
サッカー部、バスケットボール部、ハンドボール部、水泳部、剣道部、
ソフトボール部

文化部：吹奏楽部、美術部、家庭科部、情報科学部

(2) 年間完全下校時刻

市内全中学校統一の完全下校時間が設定されています。

| | | | | | | |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
| 完全下校時刻 | 17:30 | 18:00 | 18:00 | 18:00 | 18:00 | 18:00 |
| 月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 完全下校時刻 | 17:30 | 17:00 | 17:00 | 17:00 | 17:30 | 17:30 |

(3) 活動の制限

中間テスト3日前、期末テスト5日前から終了日前日は、活動停止期間とする。ただし、市中体連の各競技から示された大会やコンクール1週間前に限り、放課後1時間程度の活動を認める。

(4) 土日祝日などの警報発表時の部活動について

- 朝 7 時の段階で明石市に警報発表中の場合、その日の午前中の部活動を中止とする。
- 午前 10 時現在、警報が解除になった場合、12 時より活動可能とする。
- 午前 10 時現在、警報発表中の場合、部活動は中止とする。
- 学校で部活動中に警報が発表された場合、速やかに下校をさせる。

(5) 部活動の服装

- 運動部の場合は、原則として体育授業時の服装で活動する。ただし、部の特性を考え、必要な服装やその他のものは、部内で指導されたものを着用する。
- 休日の練習や試合などでは、登下校についても同様とする。

(6) 土日祝日の戸締まり、防犯について

- 休日の部活動において、職員玄関などすべての出入口の施錠を行う。

(※この活動方針は令和元年 6 月 3 日より施行する)

令和 3 年 5 月 6 日改定

令和 4 年 4 月 22 日改定

令和 8 年 4 月 2 日改定

以上の内容を大久保中学校ホームページに掲載する。